

## 鹿児島工業高等専門学校名誉教授称号授与規則

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条において準用する同法第123条の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号授与については、この規則の定めるところによる。

第2条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考により授与する。

(1) 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に校長として、本校の運営に関し、特に功労のあった者

(2) 本校に教授として通算20年以上勤務し、教育上又は学術上功績のあった者

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（機構規則第30号）に定める懲戒処分又は訓告等を受けた者は、次の各号に定める期間において選考対象から除外する。

(1) 懲戒処分を受けた者については、当該懲戒処分を受けた年度から翌年度を起算とし、7年を経過した年度まで

(2) 訓告等を受けた者については、当該訓告等を受けた年度から翌年度を起算とし、2年を経過した年度まで

第3条 本校に教授として7年以上勤務した者にあつては、次に掲げる勤務年数を、前条第1項第2号の勤務年数中に加えて通算することができる。

(1) 本校の准教授及び講師としての勤務年数のそれぞれ2分の1の年数

(2) 本校以外の高等専門学校、大学（短期大学を含む。）の教授としての勤務年数はその年数、准教授及び講師としての勤務年数はそれぞれ2分の1の年数

第4条 本校に教授又は准教授として勤務し、その年数が第2条第1項第2号の年数に満たない者でも教育上又は学術上の功績が特に顕著であつた者に対しては、同条の規定にかかわらず名誉教授の称号を授与することができる。

第5条 第2条及び前条に基づく名誉教授の称号授与に関するの選考並びに推薦者の決定は、校長が教務主事、総務企画主事、学生主事、寮務主事及び事務部長に諮り行うものとする。

第6条 名誉教授の称号の授与は、辞令書の交付をもって行う。

第7条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 51 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 58 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 21 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 6 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。